

○岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年5月28日
広域連合選挙管理委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第194条の規定に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員の単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじによりこれを定める。

2 前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が欠けたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(委員長の代理)

第4条 委員長は、委員会の同意を得て、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。

(委員長及び委員の退職)

第5条 委員長が退職しようとするときは、退職願を委員長職務代理者に提出しなければならない。

2 委員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(委員長及び委員の氏名等の告示)

第6条 委員会は、委員長が定まったとき又は委員を補充したときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(所属政党等の届出)

第7条 委員は、政党その他の政治団体（以下「団体」という。）に所属する場合は、その所属する団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する団体を変更し又は所属しなくなった場合も、また同様とする。

(委員会の会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の最初の委員会の招集は、広域連合長がこれを行う。

2 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会招集の請求)

第9条 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、希望する招集の日時及び付議す

べき議案を委員長に提出しなければならない。

(欠席の届出)

第10条 委員は、委員会に出席することができないときは、開会時刻までにその旨を委員長に届け出なければならない。

(関係者の出席と説明の聴取)

第11条 委員会が必要と認めるときは、広域連合長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第12条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(委員長の専決処分)

第13条 委員会の権限に属する事項で、次に掲げる事項については、委員長において専決処分することができる。

- (1) 直接請求の請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数の決定に関すること。
- (2) 委員会の議決により特に指定した事項に関すること。
- (3) その他軽易な事項に関すること。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の委員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(職員)

第14条 委員会に書記長及び書記を置く。

- 2 書記長は総務課長をもって充て、書記は事務局職員から充てる。
- 3 第1項に定めるもののほか、事務部局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第14条の2 書記長は、委員長の命を受け、事務部局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 書記は、書記長の職務を補佐し、書記長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合、あらかじめ書記長が代理を行う書記の順位を定めておくものとする。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(書記長の専決事項)

第15条 書記長は、次の事項を専決する。

- (1) 所属職員の服務に関すること。
- (2) 出張命令に関すること。
- (3) 依頼、通知、照会、回答及び資料の収集並びに諸報告に関すること。
- (4) 公文書の公開の決定に関すること。
- (5) 個人情報の開示又は訂正の決定に関すること。
- (6) 前各号のほか、委員長の決裁を受けるべき事案に当てはまらない軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第16条 委員会の文書の取扱いは、岡山県後期高齢者医療広域連合文書取扱規程（平成30年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第5号）の例による。

(公告式)

第17条 委員会の公告式は、岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例による。

(公印)

第18条 委員会の公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

(その他)

第18条の2 この規程に定めるもののほか、職員の服務等に関しては、岡山県後期高齢者医療広域連合の例による。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	公印保管者
岡山県後期高齢者 医療広域連合選挙 管理委員会之印	方 2 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岡 山 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 之 印 </div>	委員会名をもってする とき	書記長
岡山県後期高齢者 医療広域連合選挙 管理委員会委員長 之印	方 2 1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岡 山 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 之 印 </div>	委員長名をもってする とき	書記長